

平成19年 3月30日
分子科学研究所長決定

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金・科学研究費補助金）
の応募資格等について

分子科学研究所における科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金・科学研究費補助金）（以下、「科研費」という。）に係る応募資格等については、下記のとおりとする。

なお、研究種目のうち「奨励研究」及び「特別研究員奨励費」の応募資格は、それぞれ公募要領によるものとする。

記

1 次の応募資格の要件を、応募時点で全て満たしている者

＜研究者に係る要件＞

- （1）指定された研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。）。
- （2）当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助は除く。）。
- （3）大学院生等の学生ではないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）。

＜研究機関に係る要件＞

- （4）科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること。
- （5）科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと。

2 分子科学研究所の応募資格者

- （1）所長
- （2）研究教育職員
- （3）特任教員、特任研究員、若手研究者雇用特別研究員
- （4）専門研究職員
- （5）研究員
- （6）技術職員
- ただし、博士号を持つ者に限る。
- （7）名誉教授

(8) 科学技術振興機構等の共同研究員，特別訪問研究員，特別協力研究員，特別研究員
ただし，外部で雇用されている者については，当該雇用契約の雇用条件等に反しないこと。

(9) その他，分子科学研究所長が認めた者

3 応募上の職名等

(1) 2の(3)から(5)に係る応募上の職名等は雇用経費等に基づき別表に定める。

4 その他

(1) 外部資金で雇用される者については，雇用経費支出元の条件や制限について事前に確認し，その条件等に反しないこと。

(2) 運営費交付金及び寄附金等で雇用されている特任教員，特任研究員，若手研究者雇用特別研究員，専門研究職員及び研究員は，応募予定の科研費研究課題（以下，「科研費研究課題」という。）が雇用目的と深くかかわる内容であると研究部門等の長が認める場合に限り，勤務時間に科研費研究課題の遂行のための活動を認めるものとする。ただし，この場合であっても，雇用元経費の職務に支障を来たさないこと。

(3) 2(3)から(9)に該当する応募資格者は，「科学研究費助成事業応募上の資格要件に係る確認書」（別紙を参考）を提出するものとする。

附 則

この決定は，平成19年3月30日から施行する。

附 則

この決定は，平成24年4月1日から施行する。

附 則

この決定は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この決定は，平成29年4月1日から施行する。

附 則

この決定は，令和3年4月1日から施行する。

附 則

この決定は，令和3年9月17日から施行し，令和3年9月3日から適用する。

附 則

この決定は、令和５年１２月１２日から施行し、令和５年１０月１日から適用する。

別表

応募資格者	雇用経費等	応募上の職名等
2(3)特任教員, 特任研究員, 若手研究者雇用特別研究員	運営費交付金や寄附金等で雇用されている者で勤務時間に科研費研究課題を実施可能な者	特任教授 特任准教授
	エフォート率で雇用経費を按分計上している者で勤務時間に科研費研究課題を実施可能な者	特任助教 特任研究員 特別研究員
	運営費交付金や寄附金等で雇用されている者で勤務時間に科研費研究課題を実施可能な者のうち, チームリーダーの称号を付与された者	チームリーダー
	エフォート率で雇用経費を按分計上している者で勤務時間に科研費研究課題を実施可能な者のうち, チームリーダーの称号を付与された者	チームリーダー
2(4)専門研究職員	運営費交付金や寄附金等で雇用されている者で勤務時間に科研費研究課題を実施可能な者	専門研究職員
	運営費交付金や寄附金等で雇用されている者で勤務時間に科研費研究課題を実施可能な者のうち, 特任教授, 特任准教授, 特任助教の称号を付与された者	特任教授 特任准教授 特任助教
	上記以外で特別協力研究員の申請をしている者	特別協力研究員
2(5)研究員	運営費交付金や寄附金等で雇用されている者で勤務時間に科研費研究課題を実施可能な者	研究員
	運営費交付金や寄附金等で雇用されている者で勤務時間に科研費研究課題を実施可能な者のうち, IMSフェローの称号を付与された者	IMSフェロー
	上記以外で特別協力研究員の申請をしている者	特別協力研究員

(別紙1)

(運営費交付金・寄附金等雇用の、特任教員・特任研究員・若手研究者雇用特別研究員
・専門研究職員・研究員又は技術職員用)
令和 年 月 日

分子科学研究所長 殿

所属：
職名：
氏名：

科学研究費助成事業応募上の資格要件に係る確認書

私は、令和 年度科学研究費助成事業の応募にあたり、同事業公募要領上の応募資格を満たしております。

【科研費応募資格となる身分】

【研究室、連絡先】

(地区 棟 室) (内線：) (E-mail：)

【科研費応募種目】

研究種目名	研究課題名(研究代表者所属・氏名)	役割(代表・分担・連携の別)

※科学研究費助成事業公募要領上の応募資格

研究代表者・研究分担者共に、応募時に以下の要件を全て満たしていることが所属する研究機関において確認されていること
《研究者に係る要件》

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合は除く。）

また、科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

《研究機関に係る要件》

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること。
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと。

注）上記に加え、機関内の応募資格を満たしていること

(研究部門、施設又はセンターの長等の確認・承諾又は技術推進部長の確認・承諾欄)

上記の者については、申告のとおり受け入れていることを確認すると共に、令和 年度科学研究費助成事業への応募を承諾する。

令和 年 月 日
所属：
職名：
氏名：

(別紙2)

(外部資金雇用の、専門研究職員・研究員用)
令和 年 月 日

分子科学研究所長 殿

所属：
職名：
氏名：

科学研究費助成事業応募上の資格要件に係る確認書

私は、令和 年度科学研究費助成事業の応募に当たり、同事業公募要領上の応募資格を満たしており、当該研究を行うことが、本務の雇用条件等に違反しないことを確認しました。

なお、同事業が採択された場合、雇用時間中は雇用元経費に係る職務に専念し、本務に支障は来たしません。同事業の研究に充てる時間は雇用時間外とします。

【雇用元経費及び事業名又は課題名】

【科研費応募資格となる身分】

【研究室、連絡先】

(地区 棟 室) (内線：) (E-mail：)

【科研費応募種目】

研究種目名	研究課題名(研究代表者所属・氏名)	役割(代表・分担・連携の別)

※科学研究費助成事業公募要領上の応募資格

研究代表者・研究分担者共に、応募時に以下の要件を全て満たしていることが所属する研究機関において確認されていること

《研究者に係る要件》

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

また、科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

《研究機関に係る要件》

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること。
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと。

注) 上記に加え、機関内の応募資格を満たしていること

(現在の雇用経費負担に掛かる研究代表者※等・承諾欄) ※研究部門等の長と異なる場合は、研究部門等の長との連名にしてください。

上記の者については、申告のとおり受け入れていることを確認すると共に、令和 年度科学研究費助成事業への応募を承諾する。

当人の科学研究費助成事業に充てる時間は、雇用時間外に十分確保するよう配慮する。

令和 年 月 日

所属：
職名：
氏名：

(別紙3)

(共同研究員・特別訪問研究員・特別協力研究員・特別研究員用)
令和 年 月 日

分子科学研究所長 殿

所属：
職名：
氏名：

科学研究費助成事業応募上の資格要件に係る確認書

私は、令和 年度科学研究費助成事業の応募にあたり、同事業公募要領上の応募資格を満たしております。

【科研費応募資格となる身分】

【研究室、連絡先】

(地区 棟 室) (内線：) (E-mail：)

【科研費応募種目】

研究種目名	研究課題名(研究代表者所属・氏名)	役割(代表・分担・連携の別)

※科学研究費助成事業公募要領上の応募資格

研究代表者・研究分担者共に、応募時に以下の要件を全て満たしていることが所属する研究機関において確認されていること

《研究者に係る要件》

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

また、科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

《研究機関に係る要件》

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること。
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと。

注) 上記に加え、機関内の応募資格を満たしていること

(受入研究者※の確認・承諾欄) ※研究部門等の長と異なる場合は、研究部門等の長との連名にしてください。

上記の者については、申告のとおり受け入れていることを確認すると共に、令和 年度科学研究費助成事業への応募を承諾する。

令和 年 月 日

所属：
職名：
氏名：

(別紙4)

(エフォート率で雇用経費を按分している特任教員・特任研究員・若手研究者雇用特別研究員用)

令和 年 月 日

分子科学研究所長 殿

所属：

職名：

氏名：

科学研究費助成事業応募上の資格要件に係る確認書

私は、令和 年度科学研究費助成事業の応募に当たり、同事業公募要領上の応募資格を満たしており、当該研究を行うことが、本務の雇用条件等に違反しないことを確認しました。

なお、同事業に採択された場合、雇用元の業務を行う時間と同事業の研究に充てる時間をエフォートによって明確に区分し、本務に支障は来たしません。また、同事業の研究に充てる時間についても十分に確保できることを確認しました。

【雇用元経費及び事業名又は課題名】

【科研費応募資格となる身分】

【研究室、連絡先】

(地区 棟 室) (内線：) (E-mail：)

【科研費応募種目】

研究種目名	研究課題名(研究代表者所属・氏名)	役割(代表・分担・連携の別)

※科学研究費助成事業公募要領上の応募資格

研究代表者・研究分担者共に、応募時に以下の要件を全て満たしていることが所属する研究機関において確認されていること

《研究者に係る要件》

ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること

イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）

ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

また、科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

《研究機関に係る要件》

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること。
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと。

注) 上記に加え、機関内の応募資格を満たしていること

(現在の雇用経費負担に掛かる研究代表者※等・承諾欄) ※研究部門等の長と異なる場合は、研究部門等の長との連名にしてください。

上記の者については、申告のとおり受け入れていることを確認すると共に、令和 年度科学研究費助成事業への応募を承諾する。

同事業が採択された場合、雇用元の業務を行う時間と同事業の研究に充てる時間をエフォートによって明確に区分し、科学研究費助成事業に充てる時間を十分確保するよう配慮する。

令和 年 月 日

所属：

職名：

氏名：

(別紙5)

(名誉教授用)
令和 年 月 日

分子科学研究所長 殿

所属：
職名：名誉教授
氏名：

科学研究費助成事業応募上の資格要件に係る確認書

私は、令和 年度科学研究費助成事業の応募にあたり、現在分子科学研究所において研究活動を行っており、同事業公募要領上の応募資格を満たしております。

なお、同事業が採択された場合、採択課題を遂行できる環境（研究場所等）を所内に確保しております。

【科研費応募資格となる身分】

【研究室、連絡先】

(地区 棟 室) (内線：) (E-mail：)

【科研費応募種目】

研究種目名	研究課題名(研究代表者所属・氏名)	役割(代表・分担・連携の別)

※科学研究費助成事業公募要領上の応募資格

研究代表者・研究分担者共に、応募時に以下の要件を全て満たしていることが所属する研究機関において確認されていること

《研究者に係る要件》

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

また、科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

《研究機関に係る要件》

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること。
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと。

注) 上記に加え、機関内の応募資格を満たしていること

(研究所長の確認・承諾欄)

上記の者については、申告のとおり研究活動を行っていることを確認すると共に、令和 年度科学研究助成事業への応募を承諾する。

令和 年 月 日

所属：
職名：
氏名：